

地方税法等の一部を改正する法律要綱

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等、震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 法人税割の課税標準である法人税額について、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずること。（第二十三条、第二百九十

二条関係)

2 マンション敷地売却組合について収益事業課税とする等所要の措置を講ずること。(第二十四条、

第二百九十四条関係)

3 給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとする。 (第三十二条、第三百十三条関係)

4 所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得四千万円超の場合は百分の四十五とすること。(第三十七条の二、第三百十四条の七、附則第五条の六関係)

5 法人税割の税率について、以下の措置を講ずること。(第五十一条、第三百十四条の四関係)

(一) 標準税率については、道府県民税百分の三・二(現行百分の五)、市町村民税百分の九・七(現行百分の十二・三)とすること。

(二) 標準税率を超える税率で課する場合においても、道府県民税百分の四・二（現行百分の六）、市町村民税百分の十二・一（現行百分の十四・七）を超えることができないこととする。

6 地方法人税の創設に伴い、外国税額控除の適用対象に、地方法人税を加える等所要の措置を講ずること。（第五十三条、第三百二十一条の八関係）

7 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えること。（附則第三条の二の四関係）

8 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。（附則第四条関係）

9 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。（附則第四条の二関係）

10 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長すること。（附則第六条関係）

11 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長

すること。（附則第八条関係）

12 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第八条関係）

13 法人税割の課税標準である法人税額について、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずること。（附則第八条関係）

14 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十三条の三関係）

15 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長すること。（附則第三十四条の二関係）

16 東日本大震災により住宅、家財等に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年以内に行うことができなかつた所得割の

納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出は災害関連支出とみなして、雑損控除及び雑損失の繰越控除を適用することができることとする。 (附則第四十二条関係)

17 東日本大震災により事業用資産に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復費用についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をすることができなかった所得割の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をしたときは、当該支出をした金額は災害に関連するやむを得ない支出の金額とみなして、被災事業用資産の損失の繰越控除を適用することができることとする。 (附則第四十四条関係)

18 非居住者及び外国法人に対する課税原則について、次のとおり見直すこと。

(一) 個人の道府県民税及び市町村民税の外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の道府県民税又は市町村民税の所得割額から控除すること。 (第三十七条の三、第三百十四条の八関係)

(二) 恒久的施設を有する外国法人の法人税割について、恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算すること。(第二十三条、第二百九十二条関係)

(三) 恒久的施設を有する外国法人に係る繰戻還付金の繰越控除について、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算すること。(第五十三条、第三百二十一条の八関係)

(四) 外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額を課税標準として課する法人税割額から、法人税の控除限度額を超える額を控除すること。(第五十三条、第三百二十一条の八関係)

二 事業税

1 マンション敷地売却組合の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずること。(第七十二条の五関係)

2 医療法人等が行う難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく一定の指定特定医療及び

児童福祉法の規定に基づく一定の指定小児慢性特定疾病医療支援について、所得割の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずること。（第七十二条の二十三関係）

3 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。（附則第九条関係）

(一) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(二) 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(三) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

(四) 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(五) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措

置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(六) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(七) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(八) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

(九) 株式会社地域活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

4 外国法人に対する課税原則について、次のとおり見直すこと。

(一) 恒久的施設を有する外国法人の付加価値割の課税標準である付加価値額のうち単年度損益は、恒久的施設に帰属する所得の金額又は欠損金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額又は欠損金額の合算額とすること。(第七十二条の十八関係)

(二) 恒久的施設を有する外国法人の所得割の課税標準である所得は、恒久的施設に帰属する所得の金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額の合算額とすること。(第七十二条の二十三関係)

三 不動産取得税

1 社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。(第七十三条の四関係)

2 学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。(

第七十三条の四関係)

3 全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき国土交通大臣から指名された建設主体が一定の新幹線鉄道の

鉄道施設の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。（第七十三条の四関係）

4 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。（第七十三条の二
十七の二関係）

5 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加すること。（第七十三条の二十七の六関係）

6 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション及びその敷地について、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずること。（附則第十条関係）

7 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）

を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二関係）

(二) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二関係）

(三) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(五) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第五十一条の二関係）

8 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構がその業務の用に供する不動産に係る非課税措置（第七十条の四関係）

(二) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法において準用する土地区画整理法の規定による清算金により取得された代替不動産に係る課税標準の特例措置（第七十三条の十四関係）

(三) 日本環境安全事業株式会社がPCB廃棄物処理事業等の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第十条関係）

(四) 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が当該特例民法法人から取得する残余財産に係る非課税措置（附則第四十一条関係）

四 自動車取得税

1 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長

すること。（附則第十二条の二の二関係）

2 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を百分の三（現行百分の五）とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を百分の二（現行百分の三）とすること。（

附則第十二条の二の三関係）

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を百分の二十とすること。

（附則第十二条の二の三関係）

4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を百分の四十とすること。

（附則第十二条の二の三関係）

5 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した

場合の当該取得された自動車に係る非課税措置について、その適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第五十二条関係）

五 自動車税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこと。（附則第十二条の三関係）

(一) 環境負荷の小さい自動車

平成二十六年度及び平成二十七年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、

エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値

以上かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成

十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び平成二十一年排出ガス保安基準に

適合する軽油自動車（乗用車に限る。）について、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの（アの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

（二） 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成二十七年度以後に限る。）に税率の概ね百分の十五（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずること。

ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成十七年三月三十一日までに新車新規

登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

2 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずること。(附則第五十四条関係)

(一) 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年年度分

(二) 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年年度分及び平成二十七年年度分

(三) 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年年度分及び平成二十八年年度分

六 鉱区税

鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めること。(第百七十八条関係)

七 固定資産税及び都市計画税

1 社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずること。（第三百四十八条関係）

2 学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずること。（第三百四十八条関係）

3 放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の四分の三とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

4 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格に三分の二を参酌して

二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては三分の二）を乗じて得た額とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

5 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するものうち、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては四分の三）を乗じて得た額とする特例措置を講ずること。

（附則第十五条関係）

6 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に内閣府令で定める事業（医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものに限る。以下「特定研究開発事業」という。）の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機

械その他の設備について、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の二分の一とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

7 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後五年度間はその価格の五分の四とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

8 耐震改修が行われた既存建築物について、次のとおり固定資産税の減額措置を講ずること。（附則第十五条の十関係）

(一) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋について、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、改修工事が完了した年の翌年度分から二年度間は、当該家屋に係る固定資産税額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）の二分の一に相当する額を当

該家屋に係る固定資産税額から減額すること。

(二) 減額対象家屋の納税義務者は、市町村の条例の定めるところにより、耐震改修完了後三月以内に市町村に申告するものとする。

9 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十六年課税土地等及び平成二十六年二分の一減額課税土地等を除く。）について、平成二十六年年度の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずること。（附則第五十五条関係）

10 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年に係る賦課期日において所在する家屋で、その使用状況、社会資本の復旧の状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を減額することが相当と認めるものについて、平成二十六年分の固定資産税額及び都市計画税額からそれぞれ二分の一に相当する額を減額するものとする特例措置を講ずること。（附

則第五十五条関係）

11 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（下水道除害施設に係るものを除く。）について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

（一）水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設については課税標準をその価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては三分の一）を乗じて得た額（現行三分の一）とすること。

（二）大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設については課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては二分の一）を乗じて得た額（現行二分の一）とすること。

12 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特に地方的な航空運送の用に供する航空機に係る課税標準を次のとおり（現行新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の五分の二）とした上、その対象資産を平成二十七年まで新たに固定資産税が課さ

れるものとする。 (附則第十五条関係)

(一) 特に地方的な航空運送の用に供する航空機のうち一定の小型の航空機に係る課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の四分の一とすること。

(二) 特に地方的な航空運送の用に供するもの (一)に掲げるものを除く。)に係る課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度分はその価格の八分の三、その後四年度間はその価格の五分の二とすること。

13 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、東南海・南海地震防災対策に係る特定の地域に代えて南海トラフ地震対策に係る特定の地域を対象地域に追加した上、その対象資産の取得期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

14 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期間を平成二十六年四月一日から平成二十七年九月三十日までの間 (一定のものについては平成二十六年四月一日から平成二

十八年九月三十日までの間」とした上、課税標準をその価格の二分の一（現行五分の二）とすること。

（附則第十五条関係）

15 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

（一）日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

（二）鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

（三）農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(五) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(六) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の六関係)

(七) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の七関係)

(八) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。
(附則第五十六条の二関係)

16 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の六分の五（現行五分の四）とした上、その適用期限を平成二十七年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

17 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が独立行政法人日本万国博覧会記念機構法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（第三百四十八条関係）

(二) 独立行政法人森林総合研究所が旧独立行政法人緑資源機構法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第十四条関係）

(三) 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実

施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(四) 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(五) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(六) 一般社団法人又は一般財団法人に移行した旧民法第三十四条法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第四十条関係）

八 軽自動車税

1 標準税率を次のとおり改めること。（第四百四十四条関係）

| 区 分 | | 税率(年額) | |
|----------------|---|--------|-------|
| | | 改正案 | 現行 |
| (一)原動機付 自転車 | ア 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) | 二千円 | 千円 |
| | イ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの | 二千円 | 千二百円 |
| | ウ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの | 二千四百円 | 千六百円 |
| | エ 三輪以上のもので、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの | 三千七百円 | 二千五百円 |
| | るもの | | |

| | | | | | | | |
|------------------------------|---------------------|---------|-----------|-------|-------|--------|-----|
| (二)軽自動車 及び小型 特殊自動 車 | ア 二輪のもの（側車付のものを含む。） | イ 三輪のもの | ウ 四輪以上のもの | 乗用のもの | | 貨物用のもの | |
| | | | | 営業用 | 自家用 | 営業用 | 自家用 |
| (三)二輪の小型自動車 | 三千六百元 | 三千九百元 | 六千九百元 | 一万八百元 | 三千八百円 | 五千円 | 六千円 |
| | 二千四百円 | 三千百円 | 五千五百円 | 七千二百円 | 三千円 | 四千元 | 四千元 |

2 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して十三年を経過した三輪以上の軽自動車（電気軽自動

車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）について、標準税率の概ね百分の

二十を重課する特例措置を講ずること。（附則第三十条関係）

3 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次に定める年度分の軽

自動車税を非課税とする特例措置を講ずること。（附則第五十七条関係）

(一) 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年度分

(二) 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年度分及び平成二十七年年度分

(三) 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年度分及び平成二十八年度分

九 事業所税

1 マンション敷地売却組合について収益事業課税とする特例措置を講ずること。（第七百一条の三十四関係）

2 児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設について、事業所税を非課税とする特例措置を講ずること。（第七百一条の三十四関係）

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園について、事業所税を非課税とする特例措置を講ずること。（第七百一条の三十四関係）

4 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあつては一年九月、個人にあつては二年延長すること。（附則第三十三
条関係）

十 その他

1 地方独立行政法人を非課税とする措置を講ずること。（第二十五条、第七十三条の三、第一百五
条、第四十六条、第七十九条、第二百九十六条、第三百四十八条、第四百四十三条、第七百一
条の三、第七百二条の二、第七百四条関係）

2 税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税義務者等の同意がある一定の場合に該当す
るときは、当該納税義務者等への通知は、当該税務代理人に対してすれば足りることとするこ
と。（第七十二条の四十九の六、第七十二条の六十三の二、第四百四十四条の三十八の二、第三百九十六
条の二関係）

第二 航空機燃料譲与税法に関する事項

1 航空機燃料譲与税は、二分の一（現行三分の一）の額を着陸料の収入額で、他の二分の一（現行三分

の二)の額を騒音地区内の世帯数で按分することとする。 (第二条、第二条の二関係)

2 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる特例措置の適用期限を平成二十八年度まで延長すること。

(附則第二項関係)

第三 地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

1 地方法人特別税及び法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずること。 (第二条、第九条、第

十三条関係)

(一) 地方法人特別税について、税率を次のとおりとすること。

ア 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率 百分の六十七・四 (現行百分の百四十八)

イ 所得割額によって法人の事業税を課される法人 (アに掲げる法人を除く。)の基準法人所得割額に対する税率 百分の四十三・二 (現行百分の八十一)

ウ 収入割額によって法人の事業税を課される法人の基準法人収入割額に対する税率 百分の四十三

・二 (現行百分の八十一)

(二) (一)に伴い、法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすること。

ア 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の所得割の標準税率

| | |
|-------------------------|------------------|
| 所得のうち年四百万円以下の金額 | 百分の二・二（現行百分の一・五） |
| 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額 | 百分の三・二（現行百分の二・二） |
| 所得のうち年八百万円を超える金額 | 百分の四・三（現行百分の二・九） |

イ 資本金一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

| | |
|-------------------------|------------------|
| 所得のうち年四百万円以下の金額 | 百分の三・四（現行百分の二・七） |
| 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額 | 百分の五・一（現行百分の四） |
| 所得のうち年八百万円を超える金額 | 百分の六・七（現行百分の五・三） |

ウ 特別法人の所得割の標準税率

| | |
|------------------|------------------|
| 所得のうち年四百万円以下の金額 | 百分の三・四（現行百分の二・七） |
| 所得のうち年四百万円を超える金額 | 百分の四・六（現行百分の三・六） |

特定の協同組合等の所得のうち年十億円を超える金額

百分の五・五（現行百分の四・三）

エ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額

百分の〇・九（現行百分の〇・七）

- 2 1に伴い、地方法人特別税及び法人の事業税に係る中間申告の取扱い等について所要の措置を講ずること。（改正法附則第五条、第十九条関係）

第四 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の十の2の改正は平成二十六年七月一日から、第一の一の5及び6並びに第三の改正は平成二十六年十月一日から、第一の一の7、16及び17並びに第一の二の2の改正は平成二十七年一月一日から、第一の八の1の改正は平成二十七年四月一日から、第一の一の4の改正は平成二十八年一月一日から、第一の一の18(二)から(四)まで、第一の二の4及び第一の八の2の改正は平成二十八年四月一日から、第一の一の3の改正は平成二十九年一月一日から、第一の一の18(一)の改正は平成三十年一月一日から、第一の三の5の改正は農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等

の法律の施行の日から、第一の一の1及び第一の七の6の改正は国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、第一の九の4の改正は特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の七の7の改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の一の2、第一の二の1、第一の三の6及び第一の九の1の改正はマンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の1及び2、第一の七の1及び2並びに第一の九の2及び3の改正は子ども・子育て支援法の施行の日から、その他の改正は平成二十六年四月一日から施行すること。